

**※再送信の期限は調査月の翌月 10 日までとなります。翌月 11 日以降に修正の必要が生じた場合、コールセンター（巻末記載）までご連絡ください。（翌月 11 日以降に再送信をすると以下の画面が表示されます）**

### 調査票回答の受付状況



調査票回答を受付できません。回答更新可能な期限を過ぎています。

## ●変更したパスワードを忘ってしまった場合

調査対象者 ID と連絡先情報として登録したメールアドレスが分かっている場合、パスワードを再発行する ことができます。

(1) ログイン画面の「パスワードを忘ってしまった場合はこちらへ」をクリックします。

**ログイン情報**

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。  
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード <b>必須</b>	<input type="text" value="9N9Z"/> 統計調査を選択してください
	<input checked="" type="checkbox"/> 次回から入力省略
調査対象者ID <b>必須</b>	<input type="text"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 次回から入力省略
パスワード <b>必須</b>	<input type="password"/> <input type="checkbox"/> パスワードを表示する
	<input type="checkbox"/> <u>パスワードを忘ってしまった場合はこちらへ</u>

(2) 「パスワード再発行へ」をクリックします。

### パスワードの再発行

#### パスワードの再発行

既に政府統計オンライン調査総合窓口へログインし、メールアドレスのご登録が完了している方は、パスワードを再発行することができます。

メールアドレスの登録が不要な統計調査やパスワード再発行が無効な統計調査の場合は、パスワードの再発行ができません。あらかじめ配布された説明資料に記載されている問い合わせ先へご連絡ください。

パスワード再発行へ

(3) 政府統計コード、調査対象者 ID、連絡先情報として登録したメールアドレス（3 ページ参照）を入力し、「再発行」ボタンをクリックします。

### 政府統計オンライン調査総合窓口

QA よくあるご質問

お問い合わせ

オンライン調査トップ > パスワードの再発行 > パスワードの再発行

### パスワードの再発行

#### パスワードの再発行

再発行後のパスワードは、登録いただいたメールアドレスへ通知されますので、速やかにログインしていただきパスワードを変更してください。

メールが届かない場合は、あらかじめ配布された説明資料のお問い合わせ先（統計調査

以前ログインした際に連絡先情報として  
登録したメールアドレスを入力する。

政府統計コード **必須**

調査対象者ID **必須**

メールアドレス **必須**

※登録いただいたメールアドレスを入力してください。

再発行

(4) パスワードの再発行に成功すると、再発行パスワードを記載したメールが届きます。

**政府統計オンライン調査総合窓口**

QA よくあるご質問 | お問い合わせ

再発行パスワードの有効時間は1時間です。再発行後は速やかにログインをお試しください。

**處理結果確認**

**i** パスワードを再発行しました。  
再発行したパスワードは、登録いただいたメールアドレスにて送信しました。

以下のようにパスワードを再発行しました。 確認

xhwmQ8cW

再発行パスワードの有効時間は1時間です。  
ログイン後は必ずパスワードを変更してください。

(5) 再発行パスワードでログインします。ログイン後はパスワードの変更画面が表示されるので、任意のパスワードを設定してください(3ページ参照)。※調査対象者IDまたは連絡先情報として登録したメールアドレスが分からないorメールアドレスを登録していない場合は、コールセンター(巻末記載)までご連絡ください。

## ●調査票の記入例について

「調査票の一覧」画面で、調査票の記入例(調査票の記入要領早見表)を表示できます。

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限	記入例	状況 ?	回答日時
2023年5月分(毎勤)	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月勤労統計調査調査票	HTML形式	2023-06-10	<span style="color: red; border: 2px solid red; padding: 2px;">表示</span>	回答済	2023-05-29 13:38

**調査票の記入要領早見表**

回答する電子調査票をクリックしてください。

1 物を扱う場合は、製造、建設、機械取付け修理の別、卸販と小売の別などをつきり区別します。物を製造する場合は、製品名・原材料名・加工の仕方、用途をわざるようにします。

2 労働者によって調査範囲が異なるときは、既に労働者の多い調査範囲となります。

3 常用労働者は、ごく短期間しか勤めない臨時のアルバイト以外は、ほとんどの労働者が含まれます。

4 今月から調査票を作成することになったため、調査期間の最初の日の前の現状です。

5(2) 前月分では、給付の算定を受けなかつたため、労働者数に計上しなかったが、今月から、その理由が解消したため、算定を受けることになった者も含まれます。

5(3) 調査期間の末日付で、退職又は別事務所に転勤となった者、今月から給付の算定を受けないことになった者も含まれます。

5(4) 就業規則等であらかじめ定められていない労働時間が、正社員、正規従業員よりも短い者の人数です。

6 常用労働者のうちパートタイム労働者に関する欄です。

7 調査期間中に、該当することがあつたか把握する欄です。

8(1) 「今まで支給する給与」に該当しない給与で、調査期間中に実際に支払われたものです。  
 ①賞与  
 ②定期・ベースアップの差額超過分  
 ③あらかじめ算定方法が定められていても、算定期間が3ヶ月を超えるものの、6ヶ月ごとに支払う過勤手当など  
 ④一時的・突然的な場合で、実際に労働者に支払われたもの

8(2) 8(1)の「特別に支払われた給与」

※記入方法について、不明な点がある場合は、コールセンター(巻末記載)までお問合せください。